# 令和4年度

児童相談所一時保護所外部評価報告書

令 和 4 年 10 月 横浜市児童福祉審議会 児童相談所一時保護所外部評価委員会

# 児童相談所一時保護所外部評価報告書

1	趙	b旨·	• •	• •	• •	• •	•	• •	• •	• •	•		•	•	• •	•	•	•	•		•	•	•	•	•	1
2		<b>平価委</b>			•								•			•		•	•						•	1
		児童		<b>听一</b> F	寺保	護所	r 外音	部評/	価委	員																
	` '	評価																								
		評価		容と	ポイ	ント																				
	` ′	対象	,,																							
	(5)	評価	委員:	会の	開催	日程	とを	負討	内容																	
3		域ご	-										•			•	•	•	•			•	•		-	3
	` '	子ど																								
	` '	子ど			. –			刃な	援助																	
	. ,	学習			•	の配	慮																			
	(4)	安全	で快泊	適な	主活																					
	(5)	施設	運営																							
4	松	合的	評価額	結果			•											•	•		•	•				7
5	領	博域ご	との	评価	結果	(自	立	支援	部門	Г(ქ	ばが	たき	(۲			•	•	-	•						-	8
	(1)	子ど	ものホ	<b>霍利</b>	雍護																					
	(2)	子ど	ものな	寺性は	こ応	じた	適均	刃な?	援助																	
	(3)	学習	援助	· 教	育へ	の配	慮																			
	(4)	安全	で快泊	適な	生活																					
	(5)	施設	運営																							
6	松	合的	評価額	結果	(自	立支	泛援き	邹門	「は	ばた	き.	1) •	•	•		•	•					•		•	• 1	11
7		<b>賽料編</b>					•						•			•	•	-	• 1			•	•		- 1	12
	(1)	入所児	見童ア	ンケ	· }	、用約	紙																			
	(2)	児童相	談所	·一時	保護	動	入所	児童	植	利擁	護	のた	め	のタ	哈	評	価	表(	(令	和	4年	三度	を使	ī用	)	

#### 1 趣旨

横浜市では、児童虐待の増加に伴い、一時保護を要する児童も増え、令和4年4月現在、児童相談所に付設する一時保護所は4か所(定員177人)となっている。

一時保護所は、子どもの安全を確保する場所として、"子どもにとって最後の砦"とも言われる場所であり、一時保護中の子どもの最善の利益が十分考慮され、その人権が尊重されることが重要であり、基本となる。

そのため、本市では一時保護中の子どもの権利擁護と一時保護所運営の質の向上を図るため、児童福祉審議会児童部会一時保護所外部評価委員会において外部評価を行っている。各児童相談所一時保護所の運営については、毎年度、自己評価を実施するとともに、本委員会では、1か所の一時保護所について外部評価を行うこととしている。

本年度は、西部児童相談所一時保護所を外部評価の対象とし、その運営について外部評価を行った。

また、通学・就労支援、施設支援、家族支援の機能を持つ自立支援部門「はばたき」が 西部児童相談所一時保護所に設置されており、こちらの運営についても外部評価の対象 とした。

なお、同児童相談所は、平成28年度に外部評価が行われている。

#### 2 評価委員会の概要

(1) **児童相談所一時保護所外部評価委員**(五十音順、敬称略)(◎:委員長) 児童福祉審議会委員及び臨時委員である5名の委員により構成する。

池 宗 佳名子 委員 (神奈川県弁護士会 弁護士)

大 塚 ちあり 委員 (元小学校長、横浜市教育委員)

◎木 村 秀 委員 (共立女子大学家政学部児童学科 准教授)

西 田 千寿子 委員 (横浜市主任児童委員連絡会 西区代表)

森 里 美 委員 (神奈川県立こども医療センター総合診療科 医師)

#### (2) 評価方法

「児童相談所一時保護所による自己評価」、「利用者である子どもによる評価」、「外部委員による評価」を組み合わせて、委員会として総合的な評価を行った。 また、子どもによる評価については、外部委員による実地調査でのヒアリングと ともに、学齢児に対してのアンケート調査を実施した。

#### 【一時保護所の自己評価】

◎評価表をもとに、一時 保護所全体で議論し、 全員参加により評価する(外 部委員による評価と同一の評 価表使用)。

#### 【子どもによる評価】

◎学齢児にアンケート調査を 一斉に実施する。 また、必要に応じて外部委 員によるヒアリングも行う。

#### 【外部委員による評価】

◎外部委員が現地で ヒアリング等を行いながら評価表に基づいて評価 する。

#### (3) 評価の内容とポイント

別添の評価表により、「子どもの権利擁護」、「子どもの特性に応じた適切な援助」、「学習援助・教育への配慮」、「安全で快適な生活」、「施設運営」の5つの領域について評価を行った。

1 子どもの権利擁護	子どもの人権への基本的な考え方と取組姿勢やプライバシーの保護、
1 」とものが作作切り作品受	体罰の禁止などに対する取組を評価する。
	特に配慮が必要とされる子どもを中心に、一人ひとりの特性に
2 子どもの特性に応じた適切な援助	応じて、的確なアセスメントや支援プログラムが提供されているか
	評価する。
	保護所からの通学はできないため、学習権の保障の視点から学習
3 学習援助・教育への配慮	空間や教材、プログラムについて(幼児については保育活動も含む)
	評価する。
	子どもが安全で快適な生活を送るために、住環境や食事などに
4 安全で快適な生活	おいて、どのような配慮がなされているか、必要な支援が提供
	されているかを評価する。
F 44-30/55.3V	職員の人材育成や危機管理など、質の高い支援を行うために必要と
5 施設運営	される施設の運営面について評価する。

#### (4) 対象施設

横浜市西部児童相談所一時保護所及び自立支援部門「はばたき」

#### (5) 評価委員会の開催日程と検討内容

第1回 令和4年7月4日(月)

一時保護所自己評価結果の報告(全保護所分)入所児童アンケート結果の報告西部児童相談所一時保護所の概要説明、現地調査、書類の調査及びヒアリング

第2回 令和4年8月4日(木) 西部児童相談所一時保護所の書類の調査

及びヒアリング

第3回 令和4年8月9日(火) 自立支援部門「はばたき」の現地調査、

書類の調査及びヒアリング

第4回 令和4年8月30日(火) 評価・調査結果の分析とまとめ

第5回 令和4年9月26日(月) 評価報告書案の検討と修正

第6回 令和4年10月28日(金) 一時保護所への評価結果のフィードバック

#### 3 領域ごとの評価結果 (一時保護所)

#### (1) 子どもの権利擁護

#### ア 意見 (評価できるもの)

- 子どもの権利擁護については、マニュアル等、職員間で理解・共有できている。
- ・ 子どもの権利について、子どもたちに対し説明を丁寧に行っており、今後も継続 してしっかり行ってほしい。
- ・ 子どもへの権利の説明の際に、権利があることを伝えるとともに、相手にも権利があることを伝えることが大切であり、説明する職員の認識をさらに高めてほしい。
- ・ 子どものプライバシー保護について、しおりを活用し、丁寧に説明していること は良いことなので継続してほしい。ただし、子どもがどこまで理解しているかが大 切なので、工夫が必要。
- ・ 同室児のケアについて、日記や日頃のコミュニケーションによりSOSなどを吸い上げられるよう工夫しており、継続してほしい。
- ・ 子どもが意見を言える場として、こども会議は役立っており、今回始めたアドボカシー事業にも繋がっているので、継続的に実施すべきである。

#### イ 意見(改善が必要なもの)

- ・ 意見箱の位置は、難しいが皆が見ているような場所でなく工夫が必要。
- ・ 生活にかかる物品について、既成概念の色による区別は見直しを考えるべきでは ないか。
- ・ LGBTQの児童の入所は現状ではまだないとのことだが、今後を見据え研修 等により職員の理解や対応の質を高めるとともに、実際に入所した際のハード面や 対応面での課題や必要とされる危機管理対応を事前に洗い出し、対応方法を検討し ておいてほしい。
- 子どもによっては、意見を言うこと等のアウトプットが苦手な子もいるので、そのような子どもへの支援の工夫が必要。
- ・ 常日頃から体罰を行わないことは、周知徹底されているが、暴れる子供がいた場合の身体接触が難しいと思うので、日頃からの研修等で職員が適切な対応を認識できるようにすべきである。
- ・ 警察が関連する案件の際は、弁護士に相談できる制度があることを職員のみでなく子どもにも周知した方が良い。

#### ウ 提案事項

- ・ 生活に係る物品の一部で、再整備前の名残から既成概念の色による区別があった ようで、工夫により改善を検討してほしい。
- ・ LGBTQの児童の対応については、今後を見据え、職員への研修等の実施により職員の理解や対応の質を高めていただきたい。また、これは横浜市全児童相談所

として考えるべき事項であり、評価項目として追加することも検討願いたい。

- ・ アドボカシーについて、自身の意見を表明する権利があることを説明したり、表明できる機会を周知したりするだけでなく、意見を言うこと等のアウトプットが苦手な子に対しては、子どもが意見を表明しやすくなるような働きかけやサポートを職員の方から積極的に行ってほしい。
- ・ 暴れる子どもがいた場合の身体接触を伴う対応について、管理職やベテラン職員 を中心に研修等を実施し、経験の少ない職員も適切な対応を認識できるよう工夫 してほしい。
- ・ 警察が関連する案件の際は、弁護士に相談できる制度があることを職員・子ども に周知し、活用していただきたい。これは、横浜市児童相談所全所に対して共有し てほしい。

#### (2) 子どもの特性に応じた適切な援助

#### ア 意見 (評価できるもの)

- ・ 子どものへの支援について、丁寧な対応をしており、記録の情報共有もしっかり できている。
- ・ 幼児への対応では、コロナ禍の中、病児対応や夜間入所対応など努力している姿が見受けられた。引き続き心理的サポートなど継続してほしい。

#### イ 意見(改善が必要なもの)

- ・ 幼児の対応について、静養室での対応が必要な子どもがいる場合の夜間勤務体制が子どもの安全性を考えると手薄と思われる。さらには、児童心理治療施設への入所が適切と思われるような心理的な課題があり対応に配慮が必要な子どもや、児童自立支援施設への入所が検討されるような非行傾向の子どもなど、様々な課題を抱える子どもが入所することから、児童養護施設の職員配置基準よりも手厚い基準があっても良いのではないか。
- 子どもへの対応についてスーパーバイズができる職員の養成が必要ではないか。
- ・ 幼児への対応において愛着関係を促進する適切な支援方法を学ぶことができる 研修を実施していただきたい。
- ・ 学習について、タブレット利用等工夫して、学習環境を整備してほしい。 (昨年からの継続事項)
- ・ 日本語を母語としない子どもについて、日常の支援における意思疎通がスムーズ に図れるような取り組み・改善が必要と思われる。

#### ウ 提案事項

・ 幼児の対応について、静養室での対応が必要な子どもがいる場合の夜間勤務体制が子どもの安全性を考えると手薄と思われる。行政運営上、人的措置は厳しいと思うが、一時保護所には様々な課題を抱える子どもが入所することを鑑みると、児童養護施設の職員配置基準よりも手厚い配置を市として検討していただきたい。

- ・ スーパーバイザーを養成する一環として、愛着関係を促進する子育てプログラムである「サークル・オブ・セキュリティ」等の研修を受講できる機会を作り、保育の質の向上を行ってほしい。
- 学習について、タブレット利用等工夫して、学習環境を整備してほしい。 (昨年からの継続事項・・・横浜市児童相談所)
- ・ 日本語を母語としない子どもに対して、しおりや表示には絵や図を多く取り入れ、日常の支援における意思疎通がスムーズに図られるよう工夫してほしい。また、日本語を母語としない子どもが発信しやすくなるよう、医療現場で使用されているような多言語に対応したコミュニケーションボードを用意する等の工夫を検討してほしい。
- ・ 2-(8)の3項目目について「スキンシップ」という言葉を、「適切な支援方法を基に」と変えることを検討してほしい。

#### (3) 学習援助・教育への配慮

#### ア 意見 (評価できるもの)

・ 学習について、限られた中で、工夫してよくやっているが、高校生の授業・単位 の取得について、配慮が難しいと思う。在籍高校との連携の取り方を考えてほしい。

#### イ 意見(改善が必要なもの)

- ・ 現行では、一時保護所の職員が直接学校と連絡を取ることができないため、細かな確認がしにくかったり、タイムリーな情報共有ができなかったりしていると聞いた。一時保護所の学習指導担当と学校側が直接連絡を取れるよう見直しが必要とも思われる。
- ・ 一時保護中であっても定期テストを受けることができる環境が整備されたこと は喜ばしいが、学校でテストを受けていないことから、成績が「参考程度」とされ てしまうことがあるようで、子どもの不利益とならないよう児童相談所と教育委員 会、学校と教育委員会との連携が必要である。

#### ウ 提案事項

- ・ 担当の児童福祉司のみではなく、一時保護所の学習指導担当と学校の担任教諭 が直接やり取りできるような仕組みを検討してほしい。
- ・ 上記イの改善については、市として、こども青少年局と教育委員会事務局とが連携することで、一時保護所に入所する子どもたちの不利益とならないよう、子どもの学習権(進路保障)を最大限確保できる方法を検討してほしい。

#### (4) 安全で快適な生活

#### ア 意見 (評価できるもの)

子どもが一時保護中、安全で快適に過ごせるよう、職員が工夫して適切に対応し

ているので、引き続き現状を継続していってほしい。

• 居室の個室化などにより、子どものプライバシー保護が配慮されていることが 良かった。

#### イ 意見(改善が必要なもの)

• 改善が必要なものはないと思われる。現状の安全で快適な生活環境が保たれるような対応を今後も継続していってほしい。

#### ウ 提案事項

• 4-(3)について、新型コロナウイルス等により、調理や配膳等が衛生上実施ができないのであれば、当該年度の評価項目から外す等を検討してほしい。

#### (5) 施設運営

#### ア 意見 (評価できるもの)

- 子どもの状況等について、連絡帳などを使い、しっかりと引継ぎを行い、職員間で共有されていた。
- コロナ対策は、常日頃から未然防止に努めていることが大切であり、継続して ほしい。
- 医療的確認事項は、とても重要な部分なので、現在の運用を継続してほしい。

#### イ 意見(改善が必要なもの)

- 職員研修については、工夫して実施しているようだが、非常勤職員への研修を検 討していく必要がある。
- コロナ対策で、未然防止は徹底しているが、発生した時の対応を職員間で共有できるよう、研修等により周知徹底すべき。
- ・ 職員のメンタルヘルスに関する研修は、メンタルヘルスを理解するものではなく、職員自身のメンタルヘルスの向上ができるような取り組みが求められる。
- AEDは設置されていればよいものでなく、職員がAEDを操作できる必要があることから、誰もが操作できるような研修体制が必要である。
- ・ シフト作成などは、係長が丁寧にやっているが、そこに労力がとられている。よ り職員、児童支援のための時間を確保できるよう対策を検討すべき。
- 3-(5)の1項目目について、所在地を秘匿としている一時保護所においては、「関係機関、近隣地域等」の文言を「関係機関もしくは近隣地域等」と変更した方が良い。

#### ウ 提案事項

・ 職員のメンタルヘルスに関する研修は、メンタルヘルスを理解するものではなく、職員自身のメンタルヘルスの向上として対話型組織開発により組織としての強みを伸ばせるようお互いのセルフケアをつくる仕組みを作っていくことも検討し

ていただき、職員の健康管理に配慮してほしい。さらに、児童相談所や一時保護所の職員誰もが相談できる環境を整えることを検討してほしい。(昨年度からの継続)

- AEDについて、誰もが操作できるような研修体制を検討してほしい。
- ・ シフト作成などは、係長が丁寧にやっているが、労力をかけずに、DX 化などにより省力化することで、職員・児童支援のために時間を確保できるようにしてほしい。
- 3-(5)の1項目目について、所在地を秘匿としている一時保護所においては、「関係機関、近隣地域等」の文言を「関係機関もしくは近隣地域等」と変えることを検討してほしい。

#### 4 総合的評価結果等(一時保護所)

#### (1) 総合的評価結果

全体的に、一時保護所の定員超過が常態化している中で、職員は、コロナ対策を行いながら、日々の業務をこなしているが、各職員が入所児童への適切な対応を行うべく様々なことに配慮しながら、日々の努力により、業務にあたっていることがうかがえた。一時保護所として、安全で安心できる環境づくりを意識し、子ども自身が安心できるような対応を心がけていることは、とても良いことだと評価できる。

設備面では、再整備により、居室の個室化や浴室整備など旧西部児童相談所時代の 課題が改善され、子どもたちが安心して暮らせる場となっていると評価できる。

一方、人員配置においては、病児が発生した場合等の夜間勤務中に職員が不足し、 対応が手薄になると思われ、子どもの安全を考えると、児童養護施設等の配置基準よ りも手厚い人員配置を市として検討してほしい。

子どもの権利擁護については、子どもたちが意見を表明できる権利や安心して生活できる権利を有することを丁寧に説明できていた。今後、さらなる支援として、アウトプットが苦手な子どもたちが意見を表明できるよう職員から積極的に働きかけやサポートを行う等の対応をお願いしたい。

さらに、新たに始めたアドボカシー事業等、子ども会議等で得られる一時保護所の子どもたちの意見等により、子どもたちの抱える想いを職員が知ることで、より快適で安全な生活環境づくりに役立て、今後も適切な対応・支援の継続やさらなる質の向上を目指してほしい。

また、LGBTQの子どもへの対応について、設備面・処遇面の課題について横浜市児童相談所全体で検討を行うことが必要であると考える。

子どもの特性に応じた適切な支援においては、子どもへの適切な対応を行うため、 経験の浅い職員に対しスーパーバイズができる職員の養成を検討する必要があると思 われる。併せて、スーパーバイズができる職員の養成の一環として「サークル・オ ブ・セキュリティ」などの子育て支援プログラムの研修等を受講できるようにしては どうかと提案させていただく。

さらに、日本語を母語としない子どもに対しては、日常的なコミュニケーションが スムーズに行えるように絵や図を活用し、子どもが理解しやすいような工夫を行うと ともに、子ども自身から発信がしやすくなるよう多言語に対応したコミュニケーションボードの導入等を検討されたい。

子どもの学習環境の整備においては、昨年度から継続して提言しているタブレット端末による学習の導入の早期実現を市として取り組んでいただきたい。また、子どもの学習権(進路保障)の最大限の確保の観点から、一時保護所職員と担任教諭が直接やり取りできる仕組み作りや、一時保護所で定期テストを受けた場合は参考程度とせず、成績に適切に反映すること等について、児童相談所と学校、こども青少年局と教育委員会事務局で検討し、改善されたい。

一時保護所の運営は、子どもたちから見て、安心・安全に暮らせる場所になっていると思うが、これは職員皆さんが協力し合い、努力している上に成り立ってきており、より子どもたちの安心安全を図るためには、現状の人員体制は十分でないと思われるため、検討してほしい。

#### (2) 項目修正等の提案

- ・ 「項目 II 2 (8)」評価項目について、「スキンシップ」という言葉を、「適切な 支援方法を基に」と修正を検討してほしい。
- 「項目IV4-(3)」評価項目について、新型コロナウイルス等により、調理や配膳等が衛生上実施ができないのであれば、当該年度の評価項目から外す等を検討してほしい。
- 「項目V3-(5)」評価項目について、所在地を秘匿としている一時保護所においては、「関係機関、近隣地域等」の文言を「関係機関もしくは近隣地域等」と修正を検討してほしい。

#### 5 領域ごとの評価結果(自立支援部門)「はばたき」

#### (1) 子どもの権利擁護

#### ア 意見 (評価できるもの)

- 子どもの権利擁護については、職員間で理解・共有ができている。
- ・ 視察者等が来所する場合は、こども会議等で事前に説明しており、基本的に児童 は居室に戻る等の対応をし、できる限り児童のプライバシーに配慮していた。
- ・ 子どもが意見を表明する場として、定期的に子ども会議を開いており、意見が出しあえる状況にあることは良い。また、意見箱への意見で無記名のケースなどは、こども会議の場での回答を丁寧に行うなど工夫をしていた。
- ・ いじめの未然防止として、子どものサインをキャッチする意識を持っていたり、 子ども同士だけで行動しないよう対応していた。

#### イ 意見(改善が必要なもの)

・ LGBTQの子どもの入所は現状ではまだないとのことだが、今後を見据え、研修等により職員の理解や対応の質を高めるとともに、実際に入所した際のハード面

や対応面での課題や必要とされる危機管理対応を事前に洗い出し、対応方法の検討が必要と思われる。

• セクシャルハラスメントの未然防止として、同性処遇を徹底しているが、夜間 対応時に案件が重なると同性処遇が厳しいときがある。

#### ウ 提案事項

- ・ LGBTQの子どもの対応については、今後を見据え、職員への研修等の実施により職員の理解や対応の質を高めていただきたい。また、実際に入所した際のハード面や対応面での課題や必要とされる危機管理対応を事前に洗い出し、対応方法を検討してほしい。これは横浜市全児童相談所として考えるべき事項であり、評価項目として追加することも検討願いたい。
- 夜間に対応案件が重なると、同性処遇ができない場合があることから、児童が 安全に生活できるよう、夜間の職員体制を増員することを検討してほしい。

#### (2) 子どもの特性に応じた適切な援助

#### ア 意見 (評価できるもの)

- ・ 職員がシフト制であるため情報伝達の漏れが無いよう子どもの情報について、パソコンを活用してデータで共有されていた。職員会議も月2回定期的に実施されているので、今後も継続してほしい。
- ・ 服薬管理について、適切に対応できていた。重要なことであるので、引き続き徹底してほしい。
- ・ 入所時に動機づけを丁寧に行っていることで、無断外出がほとんどないことは良い。
- ・ 入所が長期化している子どもに対して、個別外出の実施などにより、息抜きできるような機会が設けられていた。継続的に実施してほしい。

#### イ 意見(改善が必要なもの)

・ 日本語を母語としない子どもについて、日常の支援における意思疎通がスムーズ に図れるような取り組み・改善が必要と思われる。

#### ウ 提案事項

・ 日本語を母語としない子どもに対して、しおりや表示には絵や図を多く取り入れ、日常の支援における意思疎通がスムーズに図られるよう工夫してほしい。

#### (3) 学習援助・教育への配慮

#### ア 意見 (評価できるもの)

・ 学習指導担当職員により子どもへの個別のカリキュラムが作成されており、子ど もの理解度や進捗状況に合わせて学習支援が行われていた。また、学習支援の記録 がとても丁寧で良くできていた。

この記録を、学校と連携してうまく活用出来たらより良い効果があると思う。

・ 学習について、限られた中で、工夫してよくやっているが、高校生の授業・単位 の取得について、配慮が難しいと思う。在籍高校との連携の取り方を考えてほしい。

#### イ 意見(改善が必要なもの)

- ・ 現行では、はばたきの学習指導担当職員が直接学校と連絡を取ることができないため、細かな確認がしにくかったり、タイムリーな情報共有ができなかったりしていると聞いた。はばたきの学習指導担当職員と学校側が直接連絡を取れるよう見直しが必要と思われる。
- ・ 学校に通学できない子どもに対し、定期テストを受けることができる環境が整備されたことは喜ばしいが、学校でテストを受けていないことから、成績が「参考程度」とされてしまうことがあるようで、児童の不利益とならないよう児童相談所と教育委員会事務局、学校と教育委員会事務局との連携が必要である。

#### ウ 提案事項

- ・ 担当の児童福祉司のみではなく、はばたきの学習指導担当職員と学校の担任教 論が直接やり取りできるような仕組みを検討してほしい。
- ・ 上記イの改善については、市として、こども青少年局と教育委員会事務局とが連携し、一時保護所に入所する子どもたちの不利益とならないよう、子どもの学習権 (進路保障)を最大限確保できる方法を検討してほしい。

#### (4) 安全で快適な生活

#### ア 意見 (評価できるもの)

- 食事については、子ども1人1人に応じた工夫をしており、継続した対応を行ってほしい。
- 衣服の管理として、子どもたちが各自で洗濯から干すことまでを行っており、その対応として各居室に除湿機などを整備していることは、良いことである。

#### イ 意見(改善が必要なもの)

• 夜間時の職員体制が、職員1人ほか非常勤職員となっており、緊急対応等が発生した時など、安全上課題があると考えられるため、増員等適切な人員配置が必要である。

#### ウ 提案事項

- 夜間時の職員体制が、職員1人ほか非常勤職員となっており、緊急対応等が発生した時など、安全上課題があると考えられるため、児童養護施設等の配置基準よりも手厚い人員配置となるよう、検討してほしい。
- ・ 入所児童が通学する際に必要な経費の用意は、夜間に職員が行っており、負担が大きいと思われる。また、必要経費は現状、現金でしか支給されないため、児童自

身も切符を都度購入する必要がある等不便を感じていると思われ、状況によっては、利用を限定して、ICカードによる支給等、利便性の高くなる支給方法を市として検討してほしい。

- ・ 2-(1)の4項目目について、はばたきの利用目的や入所児童の年齢を考慮しても園庭整備が必要か検討してほしい。はばたきは評価対象外として良いのではないかと思われる。
- 4-(3)の5項目目について、衛生上、手づくりおやつの提供ができないのであれば、評価項目から外して良いと思われるため、検討してほしい。

#### (5) 施設運営

#### ア 意見 (評価できるもの)

・ 引継ぎについてシステム化されており、子どもの状況等が職員間で共有されていたことは評価できる。対応や支援の質を高めるため、職員間で対応方法について検証できるとより良いと思われる。

#### イ 意見(改善が必要なもの)

- ・ 内部研修はある程度実施できているが、人員不足により外部研修の受講の時間が 取れていない。 ZOOMなどによる受講を検討してほしい。
- ・ 職員のメンタルヘルスに関する研修について、メンタルヘルスを理解するものではなく、職員自身のメンタルヘルスの向上ができるような取り組みや研修が求められる。また、相談内容により、職場内で責任職等に相談をする以外にも、外部の相談窓口があることやその役割を周知した方が良い。
- ・ 「はばたき」の機能が一時保護所なのか、自立援助ホーム的なのか難しいが、役割を考える必要がある。

#### ウ 提案事項

- 外部研修の受講も大切なことであるため、受講の機会を確保するよう検討して ほしい。
- ・ 職員のメンタルヘルスに関する研修や相談窓口について、研修の日程や相談先のみではなく、その役割も含めて、組織として職員への適切な周知を行うようにしてほしい。
- 「はばたき」の機能が一時保護所なのか、自立援助ホームや児童養護施設のように児童の通学や自立を支援する場なのか、その役割を再度市として検討し、子どものメリットになるよう今後の「はばたき」の位置づけや役割、人員配置について考えてほしい。

#### 6 総合的評価結果等(自立支援部門)「はばたき」

#### (1) 総合的評価結果

職員は、コロナ対策を行いながら、日々の業務に追われているが、各職員が専門性を持って業務にあたっていることから、職員の専門性が引き継がれるような体制が重要となる。再整備による場所の移転により、環境は変わったが、安全で安心できる環境づくりを意識し、子どもたちが元気に楽しく生活していることはとても良いことだと評価できる。

子どもの権利擁護としてLGBTQの子どもへの対応については、設備面・処遇面の課題や必要とされる危機管理対応について検討しておくべきであり、これは「はばたき」だけでなく横浜市児童相談所全体で検討を行うことが必要であると考える。

また、現状、少ない人員の中で職員ひとりひとりの意識や工夫により子どもが安心に 生活できるよう対応しているが、特に夜間時の職員体制の増員を検討すべきと考える。 子どもの特性に応じた適切な支援においては、日本語を母語としない子どもに対し ては、日常的なコミュニケーションがスムーズに行えるように絵や図を活用し、子ども が理解しやすいような工夫を行ってほしい。

子どもの学習環境の整備においては、昨年度から継続して提言しているタブレット端末による学習の導入の早期実現を市として取り組んでいただきたい。また、子どもの学習権(進路保障)の最大限の確保の観点から、「はばたき」を含む一時保護所職員と担任教諭が直接やり取りできる仕組み作りや、一時保護所で定期テストを受けた場合は参考程度とせず、成績に適切に反映すること等について、児童相談所と学校、こども青少年局と教育委員会事務局で検討し、改善されたい。

職員の健康管理において、職員のメンタルヘルスの向上を図るためには、メンタルヘルスに関する研修や相談窓口について、その役割も含めて、組織として職員への適切な周知を行うようにしてほしい。

また、「はばたき」の機能が一時保護所なのか、自立援助ホームや児童養護施設のように児童の通学や自立を支援する場なのか、その役割を再度市として検討し、今後の「はばたき」の位置づけや役割、人員配置について考えてほしい。

最後に、子どもたちの利益を守るために、引き続きより良い施設運営に努めていた だきたい。

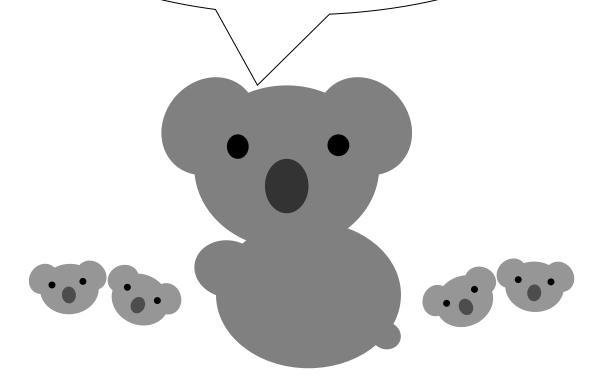
#### (2) 項目修正等の提案

- ・ 「項目IV2-(1)」評価項目について、はばたきの利用目的や入所児童の年齢 を考慮しても園庭整備が必要か検討してほしい。
- 「項目IV4-(3)」評価項目について、手づくりおやつについて、衛生上実施できないのであれば、項目外で良いと思うが検討してほしい。
- 「項目V3-(5)」評価項目について、所在地を秘匿としている一時保護所においては、「関係機関、近隣地域等」の文言を「関係機関もしくは近隣地域等」と修正を検討してほしい。

#### 7 資料編

- ◆入所児童アンケート用紙
- ◆児童相談所一時保護所入所児童 権利擁護のための外部評価表(令和4年度使用)

# アンケート(一時保護所の生活について)



↓あなたのことをお 聞 かせください。

※ 保護所に来た日( 令和 年 月 日 )

※ 保護所に来た日( 令和 年 月 日 )

※ 学年 ( 小学1~3年・小学4~6年・ 中学 ・ 中卒以上 )

※ あなたの性別 ( 男 ・ 女 )

			①参い	②ちょうど 良い	③少ない	
	2	じゅうじかん 自由 時間	, にできること(ゲ	ーム、トランプ、キ	・ラデ ジ√ 。 など)	の種類は多いですか?
			①多い	②ちょうど 良い	③少ない	
	3	学習 以外	の活動(左後の第	活動等)の種類は	多いですか?	
			① <b>多い</b>	②ちょうど 良い	③少ない	
	4	がらいがり 学習 以外	の活動(左後の第	(アメラなど)の 時間 は	<sup>まま</sup> 多いですか?	
			① <sup>まま</sup> い	②ちょうど 良い	③少ない	
	5	学習の時	。 が  は多いですか?	①多い	②ちょうど <sup>ょ</sup> 良い	③少ない
	6	学習の内	ทั้ง Pap はむずかしいで	きすか?		
			①むずかしい	②わかりやすい	③やさしい	
			らつについて			
	7	食事はお	らいしいですか?	①おいしい	②ふつう	③おいしくない
					②ちょうど 良い	③少ない
	9	メニュー	-はいろいろあり 食			4.0
						③楽しめない
					②3	
	11	おやつの	゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	? ①多い	②ちょうど 良い	③少ない
	いかつぜ	4. +- 1)				
		栓 につい			レキじキ	
12				①よくある ②	ょう 時々ある ③あまり	ない
		どんなこと	こですか?			
					<del>d.</del> ⁻	J
13				ありますか?①あ	まりない ②少し	ある ③たくさんある
		どんなこと	こですか?			)
	(		こま	しょくいん そうだん		J
14			菌って いることに			
	①よ	くのって	くれる ②少しはの	<b>かってくれる</b>	)あまりのってくれな	·()
		せいかつ	かほ		a t	'n
15	2.5	. の 生活 で	ご変えて 欲しい こ	とや、こうなればし	いいなと 思 うことが	あれば <sup>*</sup> 書いて ください。 へ
	がいい	ぶひょうかい いっ	<u>ん</u> せいかつ -	そう <u>だ</u> ん	はなし	)
16				相談 にのってくれ	る人)に「話」をしたい	いことがありますか?
	1	ある	②ない			

日課 について

1 自由 に 過せる 時間 は多いですか?

# 児童相談所一時保護所入所児童 権利擁護のための外部評価 評価表

#### く目次>

#### 評価領域 I 子どもの権利擁護

評価分類 I -1 権利擁護の意識・人権への配慮

評価分類 I-2 プライバシーへの配慮

評価分類 I -3 意見表明

評価分類 I -4 子どもを守る取組

#### 評価領域 Ⅱ 子どもの特性に応じた適切な援助

評価分類Ⅱ−1 子どもの状況把握とアセスメントの的確さ

評価分類 Ⅱ -2 一人ひとりに応じた適切な対応

評価分類 Ⅱ -3 入退所時の対応と児童相談所の他部門との連携

#### 評価領域皿 学習援助・教育への配慮

評価分類Ⅲ-1 学習権への配慮

評価分類 II - 2 子どもに応じた学習支援

評価分類 田一3 保育活動

#### 評価領域Ⅳ 安全で快適な生活

評価分類Ⅳ-1 適切・快適な生活への配慮

評価分類Ⅳ-2 いきいきと遊べる空間の確保

評価分類Ⅳ-3 快適な生活が営まれる住環境への配慮

評価分類Ⅳ-4 食事の工夫

評価分類Ⅳ-5 衣服の着用と管理

評価分類Ⅳ-6 適切な入浴

評価分類Ⅳ-7 安心できる睡眠の確保

評価分類Ⅳ-8 適切な排泄指導

#### 評価領域 V 施設運営

評価分類 V-1 職員間の情報共有・連携

評価分類 Ⅵ -2 職員の技術の向上、人材育成

評価分類 Ⅵ −3 健康管理・安全管理

評価分類 V-4 地域や関係機関との関係

評価分類 Ⅵ −5 実習・ボランティアの受け入れ

### 総合的な評価~全ての領域評価を終えて~

# 評価領域 I 子どもの権利擁護

# 評価分類 I - 1 権利擁護の意識・人権への配慮

評価項目 I - 1 - (1)

権利擁護についてマニュアル等に定め、職員への周知を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)					
	次の項目のうち全てに該当する。						
	一時保護所の運営マニュアルなどに子どもの最善の利益等の観点から権利擁護						
	を盛り込み取り組んでいる。※						
А	標語などの掲示等により、権利擁護について職員に周知している。						
_	運営マニュアルなどの定期的な見直しを行っている。						
	職員会議での検討や権利擁護の研修を行い、取り組んでいる。						
	子どもに対する権利侵害を行う職員がいた場合、適切な指導を行う体制が整っ						
	ている。						
В	Aの中の※に該当したうえに、Aの中の他のいずれ2つに該当する。						
С	Aの中でいずれか1~2つに該当する、または全く行っていない。						
評価組	評価結果の事例や意見等:						

МЕМО	$\neg$
	- 1
	- 1
	- 1
	- 1
	- 1
	- 1
	- 1

# 評価項目 I − 1 − (2) ≪外部委員評価シート≫

権利について、子どもへの説明・周知を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	子どもが一時保護の理由を理解し、了解するよう、年齢に応じた説明をしている。	
А	「一時保護所のしおり」、標語などの掲示などにより、権利に関する考え方に ついて、子どもに周知している。	
	権利擁護の取組として、意見箱を投函しやすい場所に設置し、提案された内容 については早期に対応している。	
	入所中の権利擁護の取組について、子どもへ「一時保護所のしおり」等を活用 して、年齢に応じて説明している。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価組	結果の事例や意見等:	

MEMO			

#### 評価項目 I - 1 - (3)

子どもの呼び方や叱り方などで、子どもの人格尊重を意識しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。  子どもに対して、威圧的な言葉を使ったり、無視が行われないよう、職員間で相互に配慮している。  せかしたり強制したりせずに、おだやかに分かりやすい言葉で話をしている。	
	子どもの気持ちや発言を受け入れられるように配慮している。 体罰はもとより、子どもの人格を辱めるような罰を与えたり、自尊心を傷つけるような指導を行ってはならないことを、全職員が認識している。	
	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価約	結果の事例や意見等: 	

МЕМО		

# 評価項目 I − 1 − (4) ≪外部委員評価シート≫

性差への先入観による役割分業意識を植え付けないよう配慮しているか。

	評価 (A・B・C)	
	次の項目のうち全てに該当する。	
	生活の役割、持ち物、服装などで性別による区別をしていない。	
	順番、グループ分けなど、必要がある場合を除き、性別にしていない。	
Α	子どもに対して、父親・母親の役割を固定的にとらえた話し方、表現をしない	
	ようにしている。	
	無意識に性差による固定観念で指導をしていないか、職員同士で反省する仕組	
	みをつくっている。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価組	結果の事例や意見等:	

МЕМО	

#### 評価項目 I - 1 - (5)

個人情報の取り扱いや守秘義務について、職員等に周知しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
А	次の項目のうち全てに該当する。	
ВС	Aの中でいずれか1つは該当する。 上記のいずれにも該当しない。	
評価約	結果の事例や意見等:	

МЕМО	

#### ≪外部委員評価シート≫

### <u>評価分類 I - 2 プライバシーへの配慮</u>

評価項目 I - 2 - (1)

子どものプライバシーの保護に配慮しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	子どものプライバシーの保護についてのマニュアル、手引き等を作成してい る。	
А	子どものプライバシーの保護に関するマニュアル等について定期的に検証し必要な場合は見直しを行っている。	
	プライバシーの保護について職員に徹底している。	
	プライバシーの保護について具体的な例を示し、子どもに周知・説明している。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価組	結果の事例や意見等:	

#### 評価項目 I - 2 - (2)

居室がプライバシーの保護に配慮されているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	入室にあたっては、声かけやノックなどをして、子どもの了解を得ている。	
	原則として、居室には、同性職員が入る等の配慮をしている。	
Α	年齢や発達段階に応じて、プライバシーに配慮した少人数の部屋や個室の整備	
	を進めている。	
	同室児とは必要に応じてパーティションや区切り等でプライバシーに配慮した	
	工夫をしている。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価組	結果の事例や意見等:	

МЕМО			

# 評価項目 I − 2 − (3) ≪外部委員評価シート≫

私物の点検は、プライバシーに配慮した対応を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
Α	同性職員が行っている。	
_	子どもの了解を得ている。	
	子ども同席で行っている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
評価統	結果の事例や意見等:	

МЕМО		

### 評価項目 I - 2 - (4)

見学者・視察者を受け入れる場合、生活をしている子どもに配慮した対応を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	時間帯や日課を配慮した受け入れを行っている	
_	居室の見学は原則行っていないが、見学の際には、子どもの了解を得ている。	
Α	見学者・視察者に会いたくない子どもへの配慮を行っている。	
	見学者・視察者に保護されている子どものプライバシーの守秘義務について説	
	明している。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価組	結果の事例や意見等:	

#### ≪外部委員評価シート≫

### <u>評価分類 I - 3 意見表明</u>

評価項目 I - 3 - (1)

生活全般について子どもが自由に意見を表明し、自主的に考える活動を推進している。

	判断基準	評価 (A・B・C)
А	次の項目のうち全てに該当する。     子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員との信頼関係づくりに取り組んでいる。     子ども自身が、自分たちの生活全般について自主的・主体的な取り組みができるようなこども会議等の活動に取り組んでいる。     子どもの個性を尊重し、子どもの希望や意見に可能な限り応えている。     子どもの希望に応えることが難しい事柄でも、職員会議等で検討の上、応えられない理由を子どもに説明している。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
_C 評価約	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。 結果 <b>の事例や意見等</b> :	

MEMO	

# 評価項目 I - 3 - (2) ≪外部委員評価シート≫

子どもが要望・苦情を訴えやすい仕組みになっているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。 第三者的委員に、直接苦情を申し立てることができ、第三者的委員からの意見 等について早期に対応している。	
Α	子どもに対して、意見箱・懇談会・アンケート等で積極的に要望や苦情を聞き、早期に対応している。	
	権利擁護の取組として、子どもが意見を提案し、検討できる場(子ども会議など)を設置し、会議で提案された内容については早期に対応している。	
В	要望・苦情を受け付ける担当者が決まっており、事前に子どもや家族に説明されている。	
С	要望・苦情の受付窓口が明確にされていないなど、取り組みが不十分である。	
評価統	結果の事例や意見等:	

МЕМО	
	- 1

### ≪外部委員評価シート≫

### 評価分類 I - 4 子どもを守る取組

評価項目 I - 4 - (1)

体罰を行わないよう徹底しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。 体罰の禁止について所内の規程等に明記して職員に説明している。	
А	体制の禁止について別内の規模等に明記して職員に説明している。 体制の起こりやすい状況や場面について把握し、職員会議などで、子どもたち への接し方、対応について話し合っている。	
	体罰を伴わない子どもたちへの接し方、対応について研修を行っている。	
	職員による体罰の禁止について、子どもや保護者に周知している。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価統	結果の事例や意見等:	

ИЕMO	
	1
	١
	$\Box$

#### 評価項目 I - 4 - (2)

#### ≪外部委員評価シート≫

いじめなどから子どもが守られる適切な対応を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	職員会議などで子どもの力による支配等の問題や子どものサインの早期発見に ついて話し合い対応している。	
Α	課題を持った子ども等の入所の場合、観察を密にし個別的な支援を行っている。	
	「一時保護所のしおり」などで子どもたちといじめをテーマに人権意識を育む ような話し合いをしている。	
	問題が起きた時、課長等が中心になり、全職員で対応している。	
	一時保護所での対応が困難と判断した場合、児童相談所全体に協力を要請している。	
В	Aの中でいずれか3つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1~2つは該当する、または全く行っていない。	
評価組	結果の事例や意見等:	

МЕМО			

#### 評価項目 I - 4 - (3)

子どもに対するセクシャルハラスメントを行わないよう徹底しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	セクシャルハラスメントの禁止を、職員に対し具体的な例を挙げてマニュアル 等で示している。	
	セクシャルハラスメントの禁止について、職員に対し研修を行っている。	
Α	セクシャルハラスメントの禁止を職員に徹底するため、行われていないことを 日常的に会議等で確認している。	
	セクシャルハラスメントがあった場合を想定し、責任職は事実確認を行った上 で対応や処分などを行う仕組みを整えている。	
	セクシャルハラスメントを回避するため、必要に応じて同性処遇に配慮してい	
	<u> </u>	
В	Aの中でいずれか3つは該当する。	
O	Aの中でいずれか1~2つは該当する、または全く行っていない。	
評価組	吉果の事例や意見等: 	

MEMO		

# 評価項目 I − 4 − (4) ≪外部委員評価シート≫

入所児童が警察官による聴取を受ける場合は、人権に配慮した対応を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
Α	一時保護中に来所した警察官の聴取を受ける場合、適切な場所と時間を設定している。	
	警察官が来所する際には、私服や一般車両を使うように依頼している。	
В	警察官の聴取を受ける場合、原則として職員が同席している。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
評価統	結果の事例や意見等:	

MEMO			

#### 評価項目 I - 4 - (5)

児童間のトラブル防止に向けての配慮がされているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	夜間、男子児童・女子児童が互いの居室へ行き来できないよう、トラブルの防止策が講じられている。※	
Α	年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。	
	年齢や発達段階に応じた性教育のカリキュラムを用意している。	
	性教育についての職員の研修・学習会を実施している。	
В	Aの中で※に該当したうえに、Aの中の他のいずれか1つに該当する。	
С	Aの中でいずれか1~2つに該当する、または全く行っていない。	
評価約	結果の事例や意見等:	

МЕМО			

# 評価領域Ⅱ 子どもの特性に応じた適切な援助

#### <u>評価分類 II-1 子どもの状況把握とアセスメントの的確さ</u>

評価項目Ⅱ-1-(1)

子ども(必要に応じて家族)に面接し、子どものニーズを正しく押さえたうえで、解決すべき課題の 把握(アセスメント)を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
,	アセスメントにあたり、所定の様式を使用して子ども一人一人の身体状況・生活状況を把握し具体的に明記している。	
Α	アセスメントにあたり、子ども(必要に応じて家族)と面接している。	
	アセスメントに複数の職員が参加している。	
	アセスメントにあたり、担当児童福祉司と必要に応じた調整をしている。	
	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価約	結果の事例や意見等:	

MEMO	

#### 評価項目Ⅱ-1-(2)

#### ≪外部委員評価シート≫

子ども一人ひとりの発達の段階に応じた対応を行い、その記録があるか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
Α	子どもや家庭の個別の状況・要望を決められた書式に記録している。	
	子どもの記録内容は関係する職員に周知している。	
	重要な申し送り事項が記録され、勤務職員が変わる時に伝達されている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
評価網	結果の事例や意見等:	

МЕМО	

#### 評価項目Ⅱ-1-(3)

子どもに対する支援で必要な情報が職員間で共有化されているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	ケース会議が行われ、その内容が記録に残されている。	
Α	ケース記録をもとに、必要な情報を職員間で共有する機会を設け、活用してい	
	る。	
	共有する情報は記録され、いつでも確認できるようファイリングされている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
評価組	結果の事例や意見等:	

MEMO		
WEWO		

### ≪外部委員評価シート≫

# 評価分類Ⅱ-2 一人ひとりに応じた適切な対応

評価項目Ⅱ-2-(1)

被虐待児童に対し、適切に対応しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
Α	次の項目のうち全てに該当する。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
評価約	結果の事例や意見等:	

МЕМО	

### 評価項目Ⅱ-2-(2)

#### ≪外部委員評価シート≫

障害のある子どものための環境整備、支援内容の配慮を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	医療機関や専門機関から助言や情報が得られる体制をとっている。	
Α	障害の特性を考慮し、支援が行われている。	
	障害のある子どもの支援について全職員で話し合える体制ができている。	
	障害のある子どもと障害のない子どもとの関わりに配慮をしている。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
評価	結果の事例や意見等:	

MEMO	

# 評価項目Ⅱ-2-(3) ≪外部委員評価シート≫

健康上配慮を要する子どもに適切に対応しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	健康上特別配慮を要する子どもには、医療機関と連携して日頃から注意深く観察するとともに、必要な情報を職員間で共有している。	
	服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら、確実な服薬ができるように支援を行っている。	
A	服薬管理の必要な子どもについては、誤薬を起こさないようにマニュアルに 沿って適切に管理・実施している。	
	緊急時に対応可能な医療機関と連携を図り、対応方法について職員間で共有している。	
	職員間で医療や健康に関して学習し、知識を深める努力をしている。	
	誤薬を起こした場合の緊急対応の体制が整っている。	
	Aの中でいずれか3つは該当する。	
С	上記のいずれか1~2つは該当する、または全く行っていない。	
評価組	結果の事例や意見等:	

МЕМО			

#### 評価項目Ⅱ-2-(4)

アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応ができているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	<b>医師や子どものかかりつけ医の指示を受け、適切な対応を行っている。</b>	
	除去食の必要な子どもに対しては、確実な除去ができ、栄養面にも配慮した適切な食事を提供している。	
Α	除去食や代替食の提供において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
	直接子どもに接する職員全員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報が 周知されている。	
	症状悪化時(ぜんそく発作、アナフィラキシーショックなど)の緊急体制が	
	整っている。	
	Aの中でいずれか3つは該当する。	
С	上記のいずれか1~2つは該当する、または全く行っていない。	
評価組	結果の事例や意見等:	

MEMO	
	- 1
	- 1
	- 1

# 評価項目Ⅱ-2-(5) ≪外部委員評価シート≫

非行等の問題がある子どもに適切に対応をしているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
А	次の項目のうち全てに該当する。 問題行動のある子どもの改善に向けて、一時保護所としての方針がある。 問題行動のある子どもについて、子どもの特性等あらかじめ職員間で情報を共 有化し、連携して対応している。 必要に応じて、所内各部門と協力し、対応している。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。 上記のいずれも該当しない。	
評価組	結果の事例や意見等:	

MEMO	

#### 評価項目Ⅱ-2-(6)

無断外出発生時の対応

	判断基準				
	次の項目のうち全てに該当する。				
	無断外出に備え、マニュアルなどを用意して、捜査や連絡調整等について適切 かつ迅速に対応するように努めている。				
А	無断外出中の行動について詳細に聞き取り、無断外出の背景を把握し今後の支援に生かしている。				
	無断外出があった場合、面接、作文等による振り返り等の機会をつくっている。				
	無断外出から帰った際の心身状態のチェックと所持品の点検については、本人の同意を得て行っている。				
В	Aの中でいずれか2つは該当する。				
С	上記のいずれにも該当しない。				
評価約	評価結果の事例や意見等:				

MEMO			

#### 評価項目Ⅱ-2-(7)

#### ≪外部委員評価シート≫

外国籍等の子どもに適切な配慮がされているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	宗教や文化(言語・表現・食事)、生活習慣、考え方の違いを認め尊重してい	
Α	る。	
	宗教や文化、生活習慣の違いを他の子どもたちが理解できるよう配慮してい	
	る。	
	意志疎通が困難な場合は、個別的な対応を行うよう配慮している。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
評価額	結果の事例や意見等:	

MEMOh			

### 評価項目Ⅱ-2-(8)

幼児への対応

	判断基準		
	次の項目のうち全てに該当する。		
	幼児からのサインについて適切に対応するため、観察を重視している。		
Α	会議等を通して幼児への対応の仕方を検討するとともに研修の機会を設けている。		
	職員との愛着関係を育むため、担当職員を決めスキンシップや一緒にいる時間 を大切にしている。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
С	上記のいずれにも該当しない。		
評価組	結果の事例や意見等:		

МЕМО			

# 評価項目Ⅱ-2-(9) ≪外部委員評価シート≫

子どもに対し必要な生活習慣の習得を支援しているか。

	判断基準			
	次の項目のうち全てに該当する。 年齢や発達段階に応じて、食事、入浴、排泄等基本的生活習慣が身に付く支援 をしている。			
Α	年齢や発達段階に応じて、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。			
	年齢や発達段階に応じて、必要な身支度、身体の健康(清潔、病気、事故等) について自己管理ができるよう支援している。			
В	Aの中でいずれか1つは該当する。 上記のいずれにも該当しない。			
C   上記のいずれにも該当しない。                 評価結果の事例や意見等:				
и і іші	はなく チャン・ かんしょう			

МЕМО			

### 評価項目Ⅱ-2-(10)

入所が長期化する子どもへの対応

	判断基準			
	次の項目のうち全てに該当する。 長期化に対応し、所内授業の工夫や学校と連携して学力が低下しないよう配慮 している。			
А	長期化に配慮し、子どもの意見を反映した個別支援プログラム(外出、調理実習、手芸等)を作成し、ストレスの軽減に努めている。			
	子どもに一時保護の長期化の状況を説明し、ある程度の現状認識や見通しがもてる努力をしている。			
В	Aの中でいずれか1つは該当する。			
С	上記のいずれにも該当しない。			
評価結果の事例や意見等:				

мемо	

### ≪外部委員評価シート≫

# 評価分類Ⅱ-3 入退所時の対応と所内他部門の連携

評価項目Ⅱ-3-(1)

児童相談所の他部門と適切な連携をとっているか。

判断基準		評価 (A・B・C)	
	次の項目のうち全てに該当する。		
	必要に応じて、担当児童福祉司と密接な連携をとっている。		
Α	子どもの支援について、担当児童福祉司や児童心理司と協議を行い、必要な場合はエールで対応する体制がある。エース		
	合はチームで対応する体制ができている。		
	施設入所が必要な児童については、担当児童福祉司と連携して、施設や学校、		
	地域等の人間関係との分離不安に配慮している。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
С	上記のいずれにも該当しない。		
評価結果の事例や意見等:			

MEMO	

# 評価項目Ⅱ-3-(2)

# ≪外部委員評価シート≫

入所時に子どもたちに対して、一時保護所の支援内容を年齢や発達段階に応じた説明が行われている か。

か。	判断基準	評価 (A・B・C)
А	次の項目のうち全てに該当する。 親しみやすい言葉かけをしたり、目線の高さを合わせて話をするなど、子ども の気持ちを理解し、共感するよう取り組んでいる。 一時保護所での生活について、「一時保護所のしおり」等を用いて、年齢や発 達段階に応じた説明をしている。 一時保護所の運営方針、援助方針とともに、面会、帰宅、外出、外泊等の規則 や衣服、玩具、学用品等の取り扱いについて、年齢や発達段階に応じて具体的 に説明し、子どもから同意を得られるようにしている。	
	Aの中でいずれか1つは該当する。	
	上記のいずれにも該当しない。	
評価約	結果の事例や意見等:	

МЕМО			

## 評価項目Ⅱ-3-(3)

退所に向けた準備が適切に支援されているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。 児童福祉司と連携をとりながら、子どもの適切な退所時期について常に情報交	
•	換している。	
Α	施設入所が必要な子どもについては、一時保護所として、子どもと十分話し合うとともに必要な資料や情報提供をしている。	
	家庭復帰する子どもに対しては、子どもの気持ちの切り替えや家庭生活再開の 意識を高めていく支援につとめている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
評価組	結果の事例や意見等:	

MEMO	

# <mark>評価領域Ⅲ 学習援助・教育への配慮</mark>

# 評価分類 エー1 学習権への配慮

評価項目Ⅲ-1-(1)

教育を受ける機会が保障されているか

	判断基準	評価 (A・B・C)
А	次の項目のうち全てに該当する。     ※ 平日に授業の科目が組まれている。     複数の教員資格を持つ専任職員が授業を担当している。     小学生や中学生を別の教室にするなど年齢や発達段階に応じたスペースが提供されている。     中学生以上については、在籍校との連携のもとに、定期試験期間中に定期試験を受けることができている。	
В	Aの中の※に該当した上に、Aの中の他のいずれか1つに該当する。 Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価約	結果の事例や意見等:	

MEMO	

# 評価分類Ⅲ-2 子どもに応じた学習支援

評価項目Ⅲ-2-(1)

カリキュラムやプログラムが整備されているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	■ 判定テスト等により、子どもの学習到達度がチェックできている。	
Α	個々のレベルに応じたカリキュラムやプログラムが整備されている。	
	子ども一人ひとりの学習状況が記録され、職員間で共有されている。	
	子ども自身の希望を取り入れた学習プログラムが組まれている。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価網	結果の事例や意見等:	

MEMO	

評価項目Ⅲ-2-(2)

用具・教材が整備されているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
Α	小学校1年生から中学校3年生までの教科書が用意されている。	
A	学習到達度に応じたワークブックや課題プリントが用意されている。	
	入所期間中は、子どもひとりひとりに専用の文房具が用意されている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
評価約	結果の事例や意見等:	

МЕМО		

# 評価分類 三一3 保育活動

評価項目Ⅲ-3-(1)

年齢に応じた保育活動を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	年齢や発達段階に応じた保育を行っている。	
١.	戸外に出かけ、外界への興味を広げられるように配慮している。	
Α	職員や他の子どもとのふれあい遊びや模倣遊びを通して、情緒の育成を図り、	
	人との豊かなかかわりができるように配慮している。	
	楽しく遊ぶことができるよう心がけている。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価組	結果の事例や意見等:	

MEMO	

評価項目Ⅲ-3-(2)

遊具が整備されているか。

判断基準	評価 (A・B・C)
次の項目のうち全てに該当する。	
玩具の持つおもしろさや安全性を考えて、色や形にも配慮して選ぶように工夫	
している。	
絵本やビデオ、DVDなど視覚や聴覚による遊具が多様に用意されている。	
体を使って遊べる遊具が多様に用意されている。	
Aの中でいずれか1つは該当する。	
上記のいずれにも該当しない。	
吉果の事例や意見等 :	
	次の項目のうち全てに該当する。

MEMO	

# 評価領域IV 安全で快適な生活

# 評価分類Ⅳ-1 適切・快適な生活への配慮

評価項目Ⅳ-1-(1)

子どものニーズに合わせた日課運営が行われているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。 自由時間の過ごし方や行事などのプログラムには、少しでも子どもの意見を反	
Α	映させることができるよう努力している。行事等のプログラムは、スケジュールに追われることのないよう実施している。	
	る。	
В	ないようにしている。 Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
評価統	結果の事例や意見等:	

MEMO	

## 評価項目Ⅳ-1-(2)

## ≪外部委員評価シート≫

行事・遊びなどの工夫がされているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	夏のプール、遠足や七夕等、季節に応じた行事が用意されている。	
Α	学齢児童に対しても、公園や体育館等で思い切り体を使って遊べるメニューが 用意されている。	
	図書やテレビ・ビデオ・CDカセット等を備え、子どもの希望や発達段階に応じて、自由時間に使用・閲覧できるようにしている。また、トランプ、将棋、 ゲーム機等が用意されている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
O	上記のいずれにも該当しない。	
評価統	結果の事例や意見等:	

МЕМО			

## 評価項目Ⅳ-1-(3)

子ども同士の関係づくりへの配慮がされているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。 居室を決める際には、年齢だけでなく、子どもの状況に配慮するとともに、子	
_	ども同士の関係性を見極めながら適時適切に居室変更を行っている。	
Α	学習場面での机の配置について、学年だけでなく子ども同士の関係性を考慮して席を決めている。	
	子ども同士のいじめやトラブルが生じないように、自由時間にも必ず職員が様子を見て確認している。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
評価約	吉果の事例や意見等:	

МЕМО		

# 評価分類Ⅳ-2 いきいきと遊べる空間の確保

評価項目Ⅳ-2-(1)

園庭の確保、部外者からのプライバシーの保護等について配慮されているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	体を思いきり動かすことができる園庭等が整備されている。	
Α	園庭が通行者等から見られないような工夫がされている。	<u>j</u>
	一時保護所内で楽しめるような遊具が用意されている。	
	雨天のときに室内で遊べるようなスペースが確保されている。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
評価組	結果の事例や意見等:	

MEMO	
	$\overline{}$

# 評価分類Ⅳ-3 快適な生活が営まれる住環境への配慮

評価項目Ⅳ-3-(1)

快適な生活が営まれるような住環境(清潔さ、採光、換気、照明等)への配慮がなされているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
А	次の項目のうち全てに該当する。 共有スペース、個人のスペースとも、常に清潔に保たれている。 共有スペース、個人のスペースとも、換気、温度、採光、照明等への配慮がな されている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。 上記のいずれにも該当しない。	
評価統	結果の事例や意見等:	

МЕМО	

# 評価項目Ⅳ-3-(2) 《外部委員評価シート》

必要に応じてプライバシーが守れる空間を提供しているか。

	判断基準		
	次の項目のうち全てに該当する。		
Α	共有スペース、個人スペースとも個人のプライバシーは守られている。		
	個人のスペースには、必要最小限の私物持込みができるよう配慮されている。		
	家族や学校の先生との面会等ができるスペースが確保されている。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
С	上記のいずれにも該当しない。		
評価網	結果の事例や意見等:		

MEMO	

# 評価分類Ⅳ-4 食事の工夫

評価項目Ⅳ-4-(1)

個々の子どもの心身状態に合わせた食事提供を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
Α	次の項目のうち全てに該当する。 年齢や発達段階、体調、疾病やアレルギー等に配慮した食事を提供している。 好き嫌いをなくす工夫や子どもの好みなどを献立に反映させている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
評価統	結果の事例や意見等:	

МЕМО	

## 評価項目Ⅳ-4-(2)

#### ≪外部委員評価シート≫

食事を楽しめるような工夫や子どもの好みを献立に反映させているか。

	評価 (A・B・C)	
	次の項目のうち全てに該当する。	
	アンケート調査などから子どもの食事の好みを把握し、献立に反映させてい	
Α	る。	
	食事は温かいものは温かく、冷たい物は冷たくした状態で提供されている。	
	旬の食材を取り入れ、誕生会や行事等には特別なメニューを提供している。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	]
評価組	結果の事例や意見等:	

## 評価項目Ⅳ-4-(3)

個々の子どもの発達段階に合わせて必要な食事習慣を習得させているか。

	判断基準		
А	次の項目のうち全てに該当する。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。 Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。		
	Aの中でいすれが19は該当りる、または生く11万でいない。 結果の事例や意見等:		

МЕМО		

## 評価分類Ⅳ-5 衣服の着用と管理

評価項目Ⅳ-5-(1)

必要な衣習慣の習得を援助しているか。

	評価 (A・B・C)	
	次の項目のうち全てに該当する。	
_	年齢や発達段階、好みに合わせて、子ども自身が衣服を選択できる機会を設けている。	
Α	ている。 気候、汚れなどに応じた選択・着替えの衣習慣を習得させるための支援を行っ	
	一人は、1940年に応じた選択・有省なの状質質を首付させるための文後を119	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
評価組	結果の事例や意見等:	

МЕМО	
	-

評価項目Ⅳ-5-(2)

衣服の管理の習得を援助しているか。

	判断基準		
•	次の項目のうち全てに該当する。 年齢や発達段階に応じて、下着の洗濯やたたみができるよう支援している。		
A	個々の収納スペースを確保し、「自分の服である」という所有感を持たせると ともに、衣類の整理、保管などについて自己管理ができるように支援してい る。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
С	上記のいずれにも該当しない。		
評価統	結果の事例や意見等:		

МЕМО		

# 評価分類Ⅳ-6 適切な入浴

評価項目: Ⅳ-6-(1)

入浴の時間・回数、安全面の配慮等は適切に行われているか。

	判断基準		
	次の項目のうち全てに該当する。		
А	毎日入浴できる、または入浴日以外でも子どもの希望により毎日でも入浴や シャワー浴ができる。		
	子どもの年齢や発達段階に応じて、安全に入浴できるよう職員の体制が整えられている。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
С	上記のいずれにも該当しない。		
評価組	結果の事例や意見等:		

MEMO	

評価項目: Ⅳ-6-(2)

入浴に関して、子どもの自尊心やプライバシーに配慮しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
А	次の項目のうち全てに該当する。 脱衣は必ず、ドアやカーテンを閉めた浴室内の脱衣所で行われている。 希望があれば個別入浴に対応している。 年齢や発達段階により入浴時間等の配慮を行っている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。 上記のいずれにも該当しない。	
	結果の事例や意見等:	

IEMO	
	_
	_
	_
	_
	_
	_
	_
	_
	_

# 評価分類Ⅳ-7 安心できる睡眠の確保

評価項目: Ⅳ-7-(1)

夜間の不安や夜泣き等に対して適切な対応をしているか。

		判断基準	評価 (A・B・C)
	次の	項目のうち全てに該当する。 入眠時に不安や不眠を訴えた子どもに対しては、職員が付き添って話しを聞い	
А		たりしながら寝かしつけるようにしている。	
		定期的に寝ている状況を観察し、起きている子どもに対しては声かけしながら 状況を観察し、必要な対応をしている。	
		必要に応じて、夜間のトイレ等に付き添って声かけ等を行っている。	
В	AO	中でいずれか1つは該当する。	
С	上記	のいずれにも該当しない。	
評価統	結果₫	)事例や意見等:	

МЕМО	
MENIO	

# 評価分類Ⅳ-8 適切な排泄指導

評価項目: Ⅳ-8-(1)

おむつ着用児や夜尿児童への配慮、プライバシーの配慮がされているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。 入所時に夜尿の有無を確認し、当該児童と年齢や発達段階に応じて予防のため の対応方法について話し合い、支援を行っている。	
	学童児童がおむつを使用する場合は、児童本人が十分にその必要性を理解し、 同意できるよう話し合いが行われている。	
Α	学齢児童がおむつを使用する場合は、風呂場の着衣室等で着脱を行い、他児童に気付かれないよう配慮がなされている。	
	学童児童が夜尿をしてしまったときには、他の子どもにわからないように、職員が布団の手当等をしている。	
	幼児については就寝中も職員が常に確認して、おむつから漏れていた場合は着替えをさせている。	
	幼児のうち排泄が自立できそうな子どもについては、昼間は布パンツにするなど、自立に向けた支援が行われている。	
В	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価統	結果の事例や意見等:	

MEMO		
		- 1

# 評価領域 V 施設運営

# 評価分類 Ⅵ − 1 職員間の情報共有・連携

評価項目 Ⅴ - 1 - (1)

子どもへの支援内容や対応方法が共有化されているか。

	判断基準				
		項目のうち全てに該当する。			
		係会議が定期的に行われている。			
A		すべての職員が、業務日誌等で支援に必要な情報を職員間で共有する工夫がされている。			
		日々の業務の引き継ぎが適切に行われている。			
В	AΦ	中でいずれか1つは該当する。			
С	上記	のいずれにも該当しない。			
評価統	評価結果の事例や意見等:				

М	Ε	М	O
---	---	---	---

#### 評価項目 V - 1 - (2)

児童相談所内の児童福祉司等他の職種との連携が図られているか

	評価 (A・B・C)	
	次の項目のうち全てに該当する。	
	担当の児童福祉司が、適時適切に一時保護所と連携しながら児童の支援にあ	
Α	たっている。	
	必要に応じて医学的診断や心理学的判定を受け、日常の支援に生かしている。	
	児童精神科医との日常的な連携が取れている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
評価約	結果の事例や意見等:	

МЕМО		

# 評価分類V-2 職員の技術の向上、人材育成

評価項目 V - 2 - (1)

職員のスキルの段階にあわせて計画的に技術の向上に取り組んでいるか。

	判断基準		
	次の項目のうち全てに該当する。	_	
Α	職員参加により、定期的(年1回以上)に、自己評価を行っている。 質の向上を図るための会議・勉強会が開かれている。	-	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
С	上記のいずれにも該当しない。		
評価統	結果の事例や意見等:		

МЕМО	

# 評価項目 V - 2 - (2)

## ≪外部委員評価シート≫

職員・非常勤職員の研修体制が確立しているか。

判断基準		
А	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。     内部研修が定期的(年2回)に実施され、職員・非常勤職員とも必要な職員が必ず受講できる。     施設外の研修会、大会等への参加、他の福祉施設での実地研修等が積極的に行われている。     研修の成果について、受講者が発表し、他の職員にフィードバックするなどの工夫がされている。	
В	職員の研修ニーズにも配慮し、研修担当者が研修計画を作成している。	
C 評価統	施設としての研修計画を作成しておらず、取り組みが不十分である。 結果の事例や意見等:	

MEMO	

# 評価分類 Ⅵ −3 健康管理・安全管理

評価項目 Ⅴ - 3 - (1)

子どもの健康管理は、適切に実施されているか。

	評価 (A・B・C)	
	次の項目のうち全てに該当する。	
	入所時の子どもの健康状態について的確に把握している。	
^	一人ひとりの子どもの健康状態を把握するよう努めている。	
A	医薬品や医療器具が準備され、適切に管理されている。	
	既往症について保護者及び関係機関から情報を得られるように努め、対応を関係する職員に周知している。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価	結果の事例や意見等:	

МЕМО	

# 評価項目 V - 3 - (2)

## ≪外部委員評価シート≫

衛生管理や感染症対策が適切に行われているか。

	判断基準		
	Bに	該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
		マニュアルは職員参加により定期的( <u>最</u> 低年1回)に見直しを行っている。	
А		感染症の発生時の対応について、子どもへの対応方法や配慮事項を全職員が共	
		有している。	
		マニュアルの内容を全職員が共有するため、定期的な研修の実施などの具体策	
		を講じている。	
В	衛生	管理、感染症防止に関するマニュアルがある。	
С	衛生	管理、感染症防止に関するマニュアルがなく、取り組みが不十分である。	
評価網	结果σ	)事例や意見等:	

МЕМО	
	-1
	- 1
	- 1
	- 1
	- 1
	- 1
	- 1
	- 1
	- 1
	- 1
	- 1

# 評価項目 V - 3 - (3)

## ≪外部委員評価シート≫

職員のメンタルヘルスへの対応が適切に行われているか。

	判断基準		
А	次の項目のうち全てに該当する。		
ВС	Aの中でいずれか1つは該当する。 上記のいずれにも該当しない。		
評価約	吉果の事例や意見等:		

МЕМО		

#### 評価項目 V - 3 - (4)

安全管理のマニュアルがあり、事故や災害に備えた安全対策が実施されているか。

評価 (A・B・C)			
救急薬品やAEDが設置され、すぐ使用できる状態になっている。   B   事故や災害に適切に対応できる具体的なマニュアルを作成している。   C   事故や災害に適切に対応できるマニュアルがなく、取り組みが不十分である。   評価結果の事例や意見等:			

МЕМО	

## 評価項目 V - 3 - (5)

## ≪外部委員評価シート≫

外部からの侵入に対する対応策が整備されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	不審者の情報が関係機関、近隣地域等から得られるネットワークができてい	
Α	<u>る。</u>	
	不審者等の侵入防止策(出入り口の施錠等)が講じられている。	
<u> </u>	不審者等に対する緊急通報体制が確立されている。	
	外部からの侵入者対策マニュアルが作成されている。	
	外部からの侵入者対策マニュアルがなく、対策が不十分である。	
評価網	結果の事例や意見等:	

MEMO	

# 評価項目 V - 3 - (6)

## ≪外部委員評価シート≫

無断外出の防止や発生した場合の対策が適切にとられているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	入所児童に対して日頃から無断外出をしないよう指導している。	
Α	建物の構造が、自由な出入りを制限できるように工夫されている。	
	警察や関係機関との連絡調整が円滑に行われている。	
В	無断外出に備えて、マニュアルなどを用意し、捜索や連絡調整等について適切かつ迅	
	速に対応するよう努めている。	
	特に配慮していない。	
評価網	結果の事例や意見等:	

МЕМО	

# 評価分類V-4 地域や関係機関との関係

評価項目 Ⅴ - 4 - (1)

地域や関係機関との関係は良好か

	判断基準	
А	次の項目のうち全てに該当する。     プライバシーの尊重を前提として、一時保護所の概要などを、地域の関係機関に情報提供している。     学校等関係機関や地域住民に対し、一時保護所の理解を深めるような活動をしている。     入所児童の在籍校との個別の情報交換が必要に応じて行われている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
評価組	結果の事例や意見等:	

МЕМО	

# <u>評価分類V-5 実習・ボランティアの受け入れ</u>

評価項目V-5-(1)

実習生の受け入れを適切に行っているか。

	判断基準	
А	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。     受け入れにあたり、あらかじめ職員や子どもに基本的な考え方・方針が理解されるよう説明している。     受け入れのための担当者が決められており、受け入れ時の記録が整備されている。     実習目的に応じた効果的な実習が行われるためにプログラム等を工夫している。	
В	実習生と職員との意見交換の機会を設けている。 マニュアルに基づき施設の方針、子どもへの配慮等を十分説明している。	
С	マニュアル等がなく、取り組みが不十分である。	
評価組	結果の事例や意見等:	

MEMO	

# 評価項目 V − 5 − (2) ≪外部委員評価シート≫

ボランティアの受け入れや育成を積極的に行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。 受け入れにあたり、あらかじめ職員や子どもに基本的な考え方・方針が理解さ	
А	えり入れにあたり、あらかしめ職員や子ともに基本的な考え力・力量が理解されるよう説明している。	
	受け入れと育成の担当者が決められており、受け入れ時の記録が整備されている。	
	ボランティアの意見や指摘事項を施設運営に反映させている。	
В	B マニュアルに基づき一時保護所の方針、子どもへの配慮等を十分説明している。	
С	マニュアル等がなく、取り組みが不十分である。	
評価組	結果の事例や意見等:	

MEMO	

# 総合的評価 ~すべての領域評価を終えて~

・評価者の評価	実施後の感想なども御記入ください。	0	
≪総合的な評価	 等》		

・評価領域  $I \sim V$ までの領域評価を行い、評価の総括や、個々の項目では評価しきれない

一時保護所の職員の姿勢、一時保護所の対応などを自由記述してください。

令和4年度 児童相談所一時保護所外部評価報告書

令和4年10月

横浜市児童福祉審議会 児童相談所一時保護所外部評価委員会